

第29回 静岡市地域公共交通会議 本会議 議事録

日 時： 令和8年1月26日（月）10：00～12：00
場 所： 静岡市産学交流センター 演習室4、プレゼンルーム
出席委員： 21名
川口委員（会長）、岸委員、中村（満）委員、中村（直）委員、中山（治）委員代理（隅倉委員）、藁科委員、佐野委員、杉山委員、松本委員、根来委員、中村委員、山田委員、望月委員、神保委員代理（飯田委員）、井口委員代理（嶋田委員）、金森委員、岡田委員、廣津委員代理（片山委員）、荒田委員、桑山委員、松浦委員（副会長）
欠席委員： 4名
久保田委員、中山（國）委員、稲垣委員、浦野委員
報道記者： 0名
関係者： 0名
事務局： 8名
静岡市交通政策課 松南参与兼課長、三輪課長補佐兼係長、鈴木係長、高橋主査、遠藤主査、望月主査、上原主査、漆畑主査、市瀬主事

次 第：

- 1 開会
- 2 協議
 - (1) 東豊田線の路線バス退出について
 - (2) 閑蔵線の路線バス退出について
 - (3) 小島地区における自家用有償旅客運送の導入及び両河内線宍原系統の退出について
 - (4) 大河内、梅ヶ島地区における自家用有償旅客運送の導入及び安倍線の再編について
 - (5) 静岡市自主運行バスの運賃改定について（井川地区自主運行バス・両河内線（但沼・大平・板井沢系統））
 - (6) 単独継続困難・退出申出路線について（前回の会議で諮った路線を除く）
 - (7) 自家用有償旅客運送の検討プロセスの導入について
- 3 報告
 - (1) 静岡市自主運行バスの運賃改定について（ゆいばす・由比蒲原病院線）
 - (2) 医療福祉A I オンデマンド地域交通実証実験について
- 4 閉会

開会

事務局 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
定刻となりましたので、静岡市地域公共交通会議 第29回本会議を開催させていただきます。
それでは、本日の資料確認について、次第をご覧ください。次第の下方に配布資料一覧を掲載しております。次第、出欠簿、座席表、協議及び報告に関する資料までが本日の資料でございます。過不足等ございましたら、随時、事務局までお申し出下さい。
本日は、協議案件7件、報告案件2件になります。
それでは、規約第6条第2項の規定により、会長が本会議の議長となりますので、これからの進行につきましては、会長の静岡文化芸術大学の川口先生にお願いいた

します。

川口会長
事務局

まず、本日の出席状況について説明をお願いいたします。

本会議の委員25名のうち、代理の方も含めまして、出席されている委員は21名です。規約第8条第2項の規定により、過半数の出席となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告します。

なお、お配りしました出席者名簿と座席表をもって、ご紹介に代えさせていただきます。

川口会長
事務局

本日の傍聴人はおりますでしょうか。

本日、傍聴人はおりません。また、規約第8条第6項の規定により、会議は公開で開催いたします。

川口会長

規約第11条第2項によりまして、本日の議事録確認員を指名させていただきます。今回は、静岡市清水区自治会連合会 中山 治己様、しずてつジャストライン株式会社 藁科 孝佳様にお願いします。

協議（1）東豊田線の路線バス退出について

川口会長

協議事項に入ります。協議（1）「東豊田線の路線バス退出について」、事務局より説明をお願いします

【事務局より資料1に基づき説明】

- ・東豊田線の路線退出の概要及び本件申出への対応方針案を説明した。

【質疑応答】

川口会長

ただいま事務局から説明がありましたこの件に関して、何かがご意見あるいはご質問がありましたらお願いします。

<質問・意見なし>

川口会長

それではこの件に関し、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

<全委員の挙手>

川口会長

どうもありがとうございました。それでは、お認めいただいたこととします。

「東豊田線の路線バス退出について」は、協議事項について事務局案のとおり決定することについて本会の承認を得た。

協議（2）閑蔵線の路線バス退出について

川口会長

続きまして、協議（2）「閑蔵線の路線バス退出について」、事務局よりご説明をお願いします。

【事務局より資料2に基づき説明】

- ・閑蔵線の路線退出の概要及び本件申出への対応方針案を説明した。

【質疑応答】

川口会長

ありがとうございました。この件について、ご質問、ご意見等ありましたらどうぞよろしくお願いします。

松浦委員 この路線のバス停「閑蔵駅前」のみが静岡市に属しているとのことですが、その他の部分について取扱い状況を教えてください。

(株)大鉄 アドバンス 昨年12月24日に川根本町の地域公共交通会議にて協議し、退出の承諾を得ている状況です。

伊藤様

川口会長 他に意見のある方いらっしゃいますか。
特にないようですので、承認される委員の方は、挙手をお願いします。

<全委員の挙手>

川口会長 どうもありがとうございました。それでは、お認めいただいたこととします。

「閑蔵線の路線バス退出について」は、事務局案のとおり決定することについて本会の承認を得た。

協議(3) 小島地区における自家用有償旅客運送の導入及び両河内線宍原系統の退出について

川口会長 続きまして、協議(3)「小島地区における自家用有償旅客運送の導入及び両河内線宍原系統の退出について」、事務局よりご説明をお願いします。

【事務局より資料3、4に基づき説明】

- ・第28回会議にて募集した意見に対して回答(資料3)
- ・小島地区における自家用有償運送の導入及び両河内線宍原系統の退出について説明(資料4)

【質疑応答】

川口会長 ありがとうございます。この件について、ご質問、ご意見等ありましたらどうぞよろしくをお願いします。

松浦委員 資料4の7ページに関して質問です。

両河内線宍原系統は道路運送法4条事業者であるしずてつジャストライン様に静岡市が委託をして運行することで地元の足を守ってきましたが、道路運送法からするとねじれの解消につながるため、非常に良いことだと思っています。

静岡市としては、委託契約を終了し運行終了すると記載されていますが、しずてつジャストライン様が4条事業者として運行することの許可を取っている状況であり、しずてつジャストライン様の意向に関する記載がないため、その点についての説明をお願いします。

事務局 ご質問ありがとうございます。

しずてつジャストライン様とは協議を重ねていまして、令和8年3月31日をもっての運行終了について合意をいただいています。今後の手続きに関しては、しずてつジャストライン様と静岡運輸支局様で直接していただくこととなります。

しずてつジャストライン様、これでお間違いないでしょうか。

藁科委員 はい。

川口会長 ありがとうございます。そのほか、ありますでしょうか。

<質問・意見なし>

川口会長 特にないようですので、承認される委員の方は、挙手をお願いします。

<全委員の挙手>

川口会長 どうもありがとうございました。それでは、お認めいただいたこととします。

「小島地区における自家用有償旅客運送の導入及び両河内線宍原系統の退出について」は、事務局案のとおり決定することについて本会の承認を得た。

協議（４）大河内、梅ヶ島地区における自家用有償旅客運送の導入及び安倍線の再編について

川口会長 続きまして、協議（４）「大河内、梅ヶ島地区における自家用有償旅客運送の導入及び安倍線の再編について」、事務局よりご説明をお願いします。

【事務局より資料３、５に基づき説明】

- ・第28回会議にて募集した意見に対して回答（資料３）
- ・大河内、梅ヶ島地区における自家用有償旅客運送の導入及び安倍線の再編について説明（資料５）

【質疑応答】

川口会長 ありがとうございます。この件について、ご質問、ご意見等ありましたらどうぞよろしくをお願いします。

<質問・意見なし>

川口会長 特にないようですので、承認される委員の方は、挙手をお願いします。

<全委員の挙手>

川口会長 どうもありがとうございました。それでは、お認めいただいたこととします。

「大河内、梅ヶ島地区における自家用有償旅客運送の導入及び安倍線の再編について」は、事務局案のとおり決定することについて本会の承認を得た。

協議（５）静岡市自主運行バスの運賃改定について（井川地区自主運行バス・両河内線（但沼・大平・板井沢系統））

川口会長 続きまして、協議（５）「静岡市自主運行バスの運賃改定について（井川地区自主運行バス・両河内線（但沼・大平・板井沢系統）」、事務局よりご説明をお願いします。

【事務局より資料６、７に基づき説明】

- ・前回の会議にて募集した意見に対して回答（資料６）
- ・改正（案）について各種路線資料を用いて説明（資料７、別紙７-１、７-２）

【質疑応答】

川口会長 ありがとうございます。この件について、ご質問、ご意見等ありましたらどうぞよろしくをお願いします。

<質問・意見なし>

川口会長 特にないようですので、承認される委員の方は、挙手をお願いします。

<全委員の挙手>

川口会長 どうもありがとうございました。それでは、お認めいただいたこととします。

「静岡市自主運行バスの運賃改定について（井川地区自主運行バス・両河内線（但沼・大平・板井沢系統）」は、事務局案のとおり決定することについて本会の承認を得た。

協議（6）単独継続困難・退出申出路線について（前回の会議で諮った路線を除く）

川口会長 続きまして、協議（6）「単独継続困難・退出申出路線について（前回の会議で諮った路線を除く）」、事務局よりご説明をお願いします。

【事務局より資料8に基づき説明】

- ・第28回会議にて協議を諮っていない路線（安倍線一部系統及び両河内線宍原系統）の対応方針案を説明した。

【質疑応答】

川口会長 ありがとうございます。この件について、ご質問、ご意見等ありましたらどうぞよろしくをお願いします。

<質問・意見なし>

川口会長 特にないようですので、承認される委員の方は、挙手をお願いします。

<全委員の挙手>

川口会長 どうもありがとうございました。それでは、お認めいただいたこととします。

「単独継続困難・退出申出路線について（前回の会議で諮った路線を除く）」は、事務局案のとおり決定することについて本会の承認を得た。

協議（7）自家用有償旅客運送の検討プロセスの導入について

川口会長 続きまして、協議（7）「自家用有償旅客運送の検討プロセスの導入について」、事務局よりご説明をお願いします。

【事務局より資料9に基づき説明】

- ・国土交通省から示された「首長判断プロセス」を説明（別紙9-2、9-3）
- ・改正案を説明（別紙9-1）

【質疑応答】

川口会長 ありがとうございます。この件について、ご質問、ご意見等ありましたらどうぞよろしくをお願いします。

金森委員 このプロセスについて経緯の補足をさせていただきます。

これから審議していただくプロセスは、事業者からしたら強権的という印象があ

るかもしれません。

この経緯としては、平成30年3月30日の改正に盛り込まれており、当時の内容として地域の交通について検討する会議は、まず自治体が地域のニーズに合わせた交通モードの提案を最長2か月の期間を定めて求め、タクシー事業者等から具体的な提案が無いようであれば、タクシー事業者等での運行はできないと判断し、その一方、提案があれば、最長4か月の協議を行い、内容を調べます。もし、期限内に調わなければ、自家用有償旅客運送の導入の検討に入っていくという通称「2か月・4か月ルール」というものが平成30年に定められていました。

この平成30年よりも前には、高齢者の移動手段の確保を急務としており、その対応として自家用有償旅客運送を入れていくことを検討していましたが、当時は、事業者側が理由なき反対・協議に応じないといった建設的な協議の実施が困難なケースがあり、この「2か月・4か月ルール」が定められました。

このルールについては、2か月、4か月と区切ることで協議を少しでも前に進めることが主旨でした。しかし、このルールのおり手続きを進めるとなると6か月かかることになり、時間がかかりすぎるという問題と地域交通法に地域公共交通は自治体を中心となっていくとありますので、期間の短縮及び自治体が責任を持つという現在のルールに改正されています。

そのため、2か月ルールは、突然制定されたものではなく平成30年から今のような経緯で作られています。加えてこのルールを適用する際には、まず前提条件としてタクシー等が運行できないことがありますので、まずその部分を協議していただくことが必要であり、自治体が強制的な決議により、進めてよいという内容ではありません。

以上のことについて補足させていただきました。

川口会長

ありがとうございました。そのほか、ありますかでしょうか。

<質問・意見なし>

川口会長

特にないようですので、承認される委員の方は、挙手をお願いします。

<全委員の挙手>

川口会長

どうもありがとうございました。それでは、お認めいただいたこととします。

「自家用有償旅客運送の検討プロセスの導入について」は、事務局案のとおり決定することについて本会の承認を得た。

報告（1）静岡市自主運行バスの運賃改定について（ゆいばす・由比蒲原病院線）

川口会長

報告事項に移ります。報告（1）「静岡市自主運行バスの運賃改定について（ゆいばす・由比蒲原病院線）」、事務局より説明をお願いします。

【事務局より資料10に基づき説明】

- ・別日に書面での運賃協議分科会にて協議を行う改正（案）について各種路線資料を用いて報告した。

川口会長

ありがとうございました。この件について、ご質問、ご意見等ありましたらどう

ぞよろしく申し上げます。

川口会長 ないようですので、これにて報告（１）「静岡市自主運行バスの運賃改定について（ゆいばす・由比蒲原病院線）」を終了します。

報告（２）医療福祉A I オンデマンド地域交通実証実験について

川口会長 報告事項に移ります。報告（２）「医療福祉A I オンデマンド地域交通実証実験について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局より資料7に基づき説明】

- ・2025年10月1日から開始した実証実験（医療・福祉施設路線）について、運行状況を報告するとともに、運賃変更を計画していることについて、その周知を含め報告した。

川口会長 ありがとうございます。この件について、ご質問、ご意見等ありましたらどうぞよろしく申し上げます。

岸委員 非常に画期的な試みだと思います。

この医療福祉A I オンデマンドとありますが、利用者は一般の方でも可能ですか。

事務局 はい。利用者については特に対象制限はなくだれでも利用できます。ただ、そのなかで医療福祉に使われるケースがあるため、医療福祉という言葉を使っています。

岸委員 私は、医療福祉とありましたので、病院を目的地としたものだと思いましたが、この資料を見る限り病院だけでなく商業施設を停留所に含まれています。

ネーミングについて、一般の買い物客や学生たちが使いづらい印象となっているので今おっしゃられただれでも利用できるという枠組みを全面に出していった方が利用者を確保できるのではないのでしょうか。

事務局 ありがとうございます。今回の報告では「医療福祉A I オンデマンド地域交通実証実験」という言葉を使っていますが、最終的に「チョイソコしずおか」を進めていこうと考えています。「チョイソコ」という名前が「チョイとソコまでごいっしょに」の略で地域の足を支えるという意味を込められており、静岡市で行うため「チョイソコしずおか」と呼んでいただけるようイメージをつけていきたいと考えております。

岸委員 既存の事業者とのすみわけも想定して事業を進めていただければと思います。

川口会長 ありがとうございます。そのほか、ありますか。

川口会長 ないようですので、これにて報告（２）「医療福祉A I オンデマンド地域交通実証実験について」を終了します。

事務連絡・閉会

川口会長 本日の議事、協議事項、事前説明事項及び報告事項が終わりました。委員の皆さん、どうもご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

事務局 川口会長どうもありがとうございました。委員の皆さんも、活発なご議論や多くのご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

最後に、事務局から2点、ご報告させていただきます。

1点目は、自家用有償旅客運送の登録等についてこれまで静岡運輸支局で行っていたものを静岡市へ権限移譲することに関してです。

本日協議させていただいた、小島地区及び大河内梅ヶ島地区においては、例年通り、静岡運輸支局で行います。その後、令和8年4月1日からは静岡市が窓口となりますので、申請等は静岡市へ提出していただくこととなります。

権限移譲を行うことにより、今後小島地区等と同様に新規登録の申請をする事業者が企画から申請まで1つの窓口でノンストップに手続きを行えるようになります。

以上で1点目の報告を終わります。

2点目は、議事録の確認依頼についてです。

先ほど確認のお願いした2名の委員につきましては、議事録が出来次第、ご連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。

本日の会議資料につきましては、随時、市のホームページを通じて情報提供していきますのでご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、静岡市地域公共交通会議第28回本会議を終了させていただきます。

会 長 川口 宗敏

委 員 中山 治己

委 員 藁科 孝佳